

最高裁秘書第1858号

令和5年7月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

(1) 夜間休日の当番を失念した裁判官の氏名が書いてある文書（令和元年度以降のもの）

(2) 日直裁判官執務室に備え付けられている、勾留ノウハウ（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和5年6月23日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和5年度（情）謝問第24号

(2) 謝問日

令和5年7月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

令和5年7月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 真哉

### 理由説明書

苦情申出人は、名古屋地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、令和5年6月20日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

- (1) 夜間休日の当番を失念した裁判官の氏名が書いてある文書（令和元年度以降のもの）
- (2) 日直裁判官執務室に備え付けられている、勾留ノウハウ（最新版）

##### 2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、令和5年6月5日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁は、1の(1)の開示申出について対象文書を特定したが、当該文書には、裁判官の氏名等が記載されており、これらは行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情もない。また、対象文書の性質及び内容を踏まえると、標題を含めて対象文書に記載されている情報は、全体として、公にすることにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

(2) 次に、1の(2)の文書は、申出内容から、裁判官が勾留の裁判に係る事務を行う際に参考にするための文書であり、専ら裁判事務のために用いるものとして裁判部において管理している裁判事務に関する文書であると考えられるところ、裁判事務に関する文書は、司法行政文書開示手続の対象にはならない。

この点に関して、苦情申出人は、当該文書について、司法行政目的での取得がないか不明である旨主張しているが、原判断庁の事務局や訟廷事務室において、当該文書を司法行政目的で作成し、又は取得した事実はない。

(3) よって、原判断は相当である。